

安全認証対象電気用品の細部範囲（第 3 条関連）

分類(群別)	品目名	細部範囲
1. 電線及び電源コード	電線、ケーブル及びコード類	①絶縁電線（公称断面積が 95 mm ² 以下のものをいう） ②ケーブル（公称断面積が 95 mm ² 以下のものをいう） ③コード（公称断面積が 0.5 mm ² 以上 6 mm ² 以下のものをいう） ④コードセット
2. 電気機器用スイッチ	ガ. スイッチ	①電気機器用スイッチ（定格電流が 30A 以下のものをいう） ②固定電気設備用スイッチ[交流専用手動式汎用スイッチであって、定格電圧 440V 以下、定格電流 63A（ネジなし端子がついているスイッチの定格電流は 20A）以下のものをいう] ③コードスイッチ（コード線に連結されて使用されるスイッチであって、250V 以下、16A 以下のものをいう） ④電子式スイッチ（定格電流が 16A 以下のものをいう） ⑤リモートコントロールスイッチ ⑥時間遅延スイッチ ⑦照光機
	ナ. 電磁開閉器	①電磁開閉器（定格電流が 300A 以下のものをいう）
	備考）機械・器具に取り付けられる特殊構造のもの、及び防爆型のものを除く。	
3. 電源用キャパシター及び電源フィルター	キャパシター及び電源フィルター	①X・Y キャパシター（導体間の電圧が 500V 以下若しくは導体と接地間の電圧が 250V 以下のもの、又は抵抗キャパシターが組み合わされて結合されたものであって、等価回路の直列抵抗値が 1 kΩ以下のものをいう） ②電波障害抑制用電源フィルター（導体間公称電圧が 500V 又は導体と接地間の公称電圧が 250V 以下のものをいう） ③蛍光灯用キャパシター（容量が 0.1 μF 以上で、無効電力が 2.5 kvar 以下の蛍光灯用のものをいう）
	備考）100Hz 以下のものに限る。	
4. 電気設備用付属品及び連結部分	電気設備用付属品及び連結部分	①電気機器用接続機類 ②相互連結カプラ（電気機器又はその他の電気装置と電源用コードを接続するためのものであって、定格電圧 250V 以下、定格電流 16A 以下の接地極があるもの、若しくは接地極がないものをいう） ③プラグ及びコンセント[交流専用プラグとコンセント又は移動型コンセントであって、定格電流が 32A（ネジなし端子固定型コンセントの定格電流は 20A）以下の接地ピンを装着したもの、又は接地極のないものであって、屋内用又は屋外用に使用されるものをいう） ④ケーブルリール（単相定格電圧 250V 定格電流 16A 以下、三相定格電圧 440V 定格電流 16A 以下のものをいう）
	備考）防爆型のものを除く。	
5. 電気用品保護用部品	ガ. ヒューズ及びヒューズホルダー	①ヒューズ及びヒューズホルダー ②温度ヒューズ（動作温度が 80℃超過 280℃以下のものをいう）

	ナ. 機器保護用遮断機	①機器保護用遮断機 ②配線用遮断機（定格電流が 300A 以下のものをいう） ③漏電遮断機（定格電流が 300A 以下のものであって、漏電保護専用又は漏電・過負荷保護・短絡兼用保護兼用のものをいう）
6. 絶縁変圧器	変圧器及び電圧調整機	①電圧調整機 ②家庭用小型変圧器 ③交流アダプター
	備考) 定格容量 5kVA 以下のものであって、機械器具に取り付けられる特殊構造のものを除く。	
7. 電気機器	ガ. 電気掃除機	①真空掃除機・水吸入掃除機 ②電気床掃除機 ③電気表面洗浄機 ④スチーム掃除機 備考) 電動機の定格入力が 2.5kW 以下のものに限る。
	ナ. 電気アイロン及び電気プレス機	①電気乾燥アイロン ②スチームアイロン ③ズボンプレス機 ④しわ伸ばし ⑤アイロンプレス
	ダ. 食器洗浄機及び食器乾燥機	①電気食器洗浄機（電動機の定格入力 that 1kW 以下のものをいう） ②電気食器乾燥機（電動機の定格入力 that 1kW 以下のものをいう）
	ラ. 厨房用電熱器具	①電気レンジ ②電気オーブン機器 ③電気据置き式グリル ④電気ホブ ⑤電気コンロ ⑥電気加熱機 ⑦電気トースター ⑧電気フライパン ⑨電気携帯型グリル ⑩電気焼き肉機 ⑪ワッフル機器 ⑫ホットプレート
	マ. 電気洗濯機及び脱水機	①電気洗濯機（衣類、布地洗濯用であって、電動機の定格入力 that 1kW 以下のものをいう） ②電気脱水機（ドラム速度 50m/s 以下のものをいう）
	バ. 毛髪管理機	①毛髪乾燥機 ②電気こて ③巻き髪機
	サ. 電気保温器及び電気温蔵庫	①電気保温器（食べ物や食器類を保温する機能を持つものをいう） ②電気酒温器 ③電気温蔵庫

	ア. 厨房用電動機器	①ジューサー ②ジュースミキサー ③フードミキサー ④電気緑汁器 ⑤クリーム泡立器 ⑥たまご半熟器 ⑦混合器 ⑧バター製造器 ⑨押し汁器 ⑩スライス器 ⑪電気研ぎ機 ⑫電気缶きり ⑬電気包丁 ⑭コーヒー粉碎機 ⑮氷削り器 ⑯電気挽肉機 ⑰電気うどん製造機 ⑱電気肉切り機 ⑲電気骨切り機 ⑳その他厨房用電動機器 備考) 電動機の定格入力が 1kW 以下のものに限る。
	ジャ. 電気液体加熱機器	①電気炊飯器 ②電気保温炊飯器 ③電気ポット ④電気鍋 ⑤電気湯沸かし器 ⑥電気薬煎じ器 ⑦コーヒーメーカー ⑧電気スチームクッカー ⑨たまご調理器 ⑩牛乳加熱器 ⑪哺乳びん加熱器 ⑫ヨーグルト製造機 ⑬蒸気調理器などその他液体加熱機器
	チャ. 電気毛布及びマット、電気ベッド	①電気座布団 ②電気ふとん ③電気マット ④電気カーペット ⑤電気床紙 ⑥電気ベッド
	カ. 電気蒸し器、足保温器	①電気蒸し器 ②足保温器
	タ. 電気温水器	①電気温水器（沸騰点以下の温度を保つものをいう） ②瞬間温水器
	バ. 電気冷蔵・冷凍機器	①電気冷蔵・冷凍機器 ②製氷機 ③アイスクリームフリーザー ④電気冷水機 備考) 電動機の定格入力が 1kW 以下のものをいう。
	ハ. 電子レンジ	①電気レンジ（300MHz～30GHz 帯域の周波数を使用するものをいう）
	グ. 家庭用電動ミシン	①家庭用電動ミシン

ヌ. 電気充電器	①電気充電器（出力電圧が 50V 以下のものをいう）
ドゥ. 電気乾燥機	①回転型電気乾燥機（衣類用のものをいう） ②手乾燥機 ③電気乾燥機
ル. 電熱器具	①電気ストーブ ②電熱ボード ③電気ラジエーター ④電気温風機 ⑤蓄熱式電気暖房機
ム. 電気マッサージ器	①電気マッサージ器
ブ. 冷房機及び除湿機	①冷房機 ②除湿機 備考) 熱交換ポンプ又はエアコンその他コンプレッサーが内蔵されているものをいう。
ス. 流体ポンプ	①流体ポンプ ②電気温水ポンプ 備考) ろ過機能が内蔵されているポンプを含む。使用液体の温度が 90℃以下、定格入力 が 1.5kW 以下のものに限る。真空ポンプ、オイルポンプ、サンドポンプ及び機械器具に取り付けられる特殊構造のものを除く。
ウ. 電気加熱機器	①ハンダごて ②ハンダ剥がしごて ③ピストル型ハンダ機 ④熱可塑性導管溶接機 ⑤フィルム接着機 ⑥プラスチック切断機 ⑦ペイント除去機 ⑧ヒートガン ⑨電気彫刻機
ジュ. サウナ機器	①電気スチームサウナ機器 ②電気サウナ機器 ③サウナ機器用電熱機 ④スチームサウナ用電熱機
チュ. 鑑賞及び愛玩用電気機器	①鑑賞魚用・植物用ヒーター ②動物孵化・飼育用ヒーター ③鑑賞魚用気泡発生器 ④鑑賞魚用電気水槽
ク. 気泡発生機器	①気泡発生器
トゥ. 電撃殺虫機	①電撃殺虫機（機械器具に取り付ける特殊構造のものは除く）
ブ. 電気浴槽	①渦巻き浴槽（独立的に使用可能な浴槽気泡発生器を含む） ②半身(全身)浴槽 ③足浴槽
フ. 空気清浄機	①空気清浄機（定格入力 が 500W 以下のものに限る。機械器具に取り付ける特殊構造のものは除く）
ゴ. 自動販売機	①自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置のうち、いずれか一つ以上を持つものに限る）

	ノ. ファン、レンジフード	①扇風機 ②送風機 ③換気扇 ④レンジフード ⑤電気冷風機 備考) 定格入力が 500W 以下のものに限る。機械器具に取り付ける特殊構造のものは除く。
	ド. トイレ用電気機器	①自動洗浄乾燥式便器 ②電気便座 ③汚物吸入器
	ロ. 加湿器	①加湿器
	モ. 電気噴霧器	①電気噴霧器
	ボ. 電気消毒器	①電気消毒器 (殺菌灯を使用するものに限る)
	ソ. 食べ物処理機	①食べ物処理機 (厨房用シンク台に設置する飲食物粉碎機を除く)
	オ. おしぼり巻き機器及び包装機器	①おしぼり包装機 ②おしぼり巻き機
	ジョ. その他(ガ)目から(オ)目までの機器と類似する機器	
	備考) 定格入力が 10kW 以下のものに限る。ただし、次のいずれか一つに該当する場合を除く。 1. 防爆型のもの 2. 電気マット、電気お灸、顔面サウナ機、赤外線・紫外線放射皮膚管理機、電気マッサージ機、電気スチームサウナ機、半身浴槽及び足浴槽のうち、「医療機器法」第 2 条第 1 項による医療機器であるもの	
8. 電動工具	電動工具	①電気ドリル ②電気ドライバ ③電気グラインダー ④ポリッシャー ⑤電気サンダー ⑥電気丸型ノコギリ ⑦電気ハンマー ⑧電気金属はさみ ⑨電気テーパー ⑩電気往復ノコギリ ⑪電気振動機 ⑫電気チェーンノコギリ ⑬電気かん ⑭電気芝生刈り機 ⑮電気釘打ち機 ⑯ルーター ⑰トリミング機などその他の電動工具
	備考) 定格入力が 1.5kW 以下のものに限る。	
9. オーディオ・ビデオ応用機器	対象なし	
10. 情報・事務機器	ガ. 複写機	①複写機 (光源の定格出力が 1.2kW 以下のものをいう)
	ナ. 直流電源装置	①直流電源装置 (各分類の直流電源装置及び携帯電話バッテリー充電機に使用されているものを含む。定格容量が 1kVA 以下のものをいう)
	ダ. 無停電電源装置	①無停電電源装置 (定格容量が 10kVA 以下のものをいう)
	ラ. コーティング機	①コーティング機

11. 照明器具	マ. その他(ガ)目から(ラ)目までの機器と類似する機器	
	備考) 1. 機械器具類に取り付けられる特殊構造のものを除く。	
	ガ. ランプホルダー	①蛍光ランプホルダー ②エジソンねじ型ホルダー ③その他ランプホルダー ④蛍光灯用スターターホルダー
	ナ. 一般照明器具	①蛍光灯器具 ②PLS 照明器具 ③白熱灯器具・電気スタンド（照光機がある構造のもの） ④LED 灯器具 ⑤ハロゲン灯器具 ⑥高圧放電灯器具（150W 以下）
	ダ. 安定器及びランプ 制御装置	①ランプ用磁気式安定器（定格入力が 1,000W 以下のものをいう） ②ランプ用電子式安定器（定格入力が 1,000W 以下のものをいう） ③ネオン変圧器 ④照明器具用コンバーター（LED 電源供給装置を含む）
	ラ. 安定器内蔵型ランプ	①安定器内蔵型ランプ